

「1日未満で完了する作業の積算」について

【趣旨】

土木工事における賃金や賃料の支払い方法としては、やむを得ず、1日に2時間だけの労働や賃貸であっても、半日分（若しくは1日分）の賃金や賃料の支払いとなる場合がある。一方で、従来の積算基準において、2時間だけの場合には、2時間相当分の積算を基本としている。このような場合、実際の費用と発注者の積算に乖離が生じることがあり、そうした課題に対応するために「1日未満で完了する作業の積算」について取扱いを定める。

【積算方法】

1 作業の作業時間による対応例

(ケース1) 半日未満の場合⇒機械、労務は半日分、材料は使用数量を計上する。

(ケース2) 半日以上1日未満の場合⇒機械、労務は1日分、材料は使用数量を計上する。

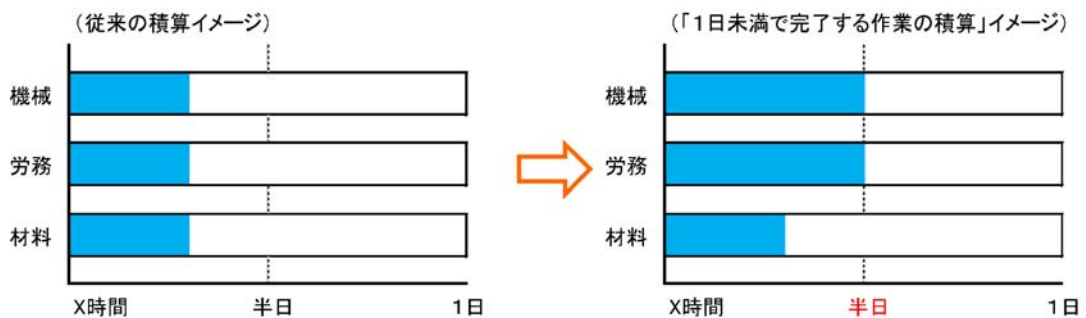
【適用】

- ・ 施工実態により、受注者の発議により協議のうえ、設計変更で対応する。
- ・ 平成30年1月単価使用設計書の案件より適用する。
- ・ 現在施工中の案件については、以下の案件で平成30年1月1日以降新規工種で発生した場合の設計変更に応用する。

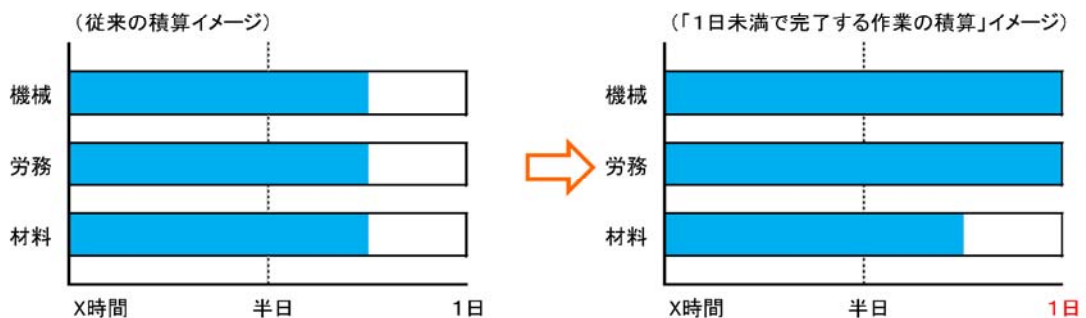
①平成29年度にしゅん功する案件の区画線工

②平成30年度以降にしゅん功する案件

(ケース1)半日未満作業した場合の作業



(ケース2)半日以上1日未満作業した場合の作業



【適用にあたっての注意事項等】

- ・ 施工パッケージ、土木工事標準単価（区画線工）を使用して積算する工事を対象とする。
- ・ 通年の維持管理業務等は対象外とする。
- ・ 受注者が提出する「1日未満積算基準」に該当することを示す書面、根拠資料（日報等）で、通常の積算方法との乖離が確認できない場合は、適用しない。

【対象工種】

施工パッケージ (1)

種別	工種
土工	床掘工 埋戻工
共通工	法面整形工 基礎・裏込砕石工、基礎・裏込栗石工 排水構造物工 構造物とりこわし工 敷運搬
コンクリート工	コンクリート工 型枠工
河川維持工事	堤防除草工 堤防天端補修工 堤防芝養生工 伐木除根工 塵芥処理工 機械土工（河床等掘削） 巨石積（張）工 木杭打工 護岸基礎ブロック工 かごマット工（スロープ型） 野芝種子吹付工 袋詰玉石工 笠コンクリートブロック据付工 グラウトマンホール工 光ケーブル配管工
舗装工	路盤工 アスファルト舗装工

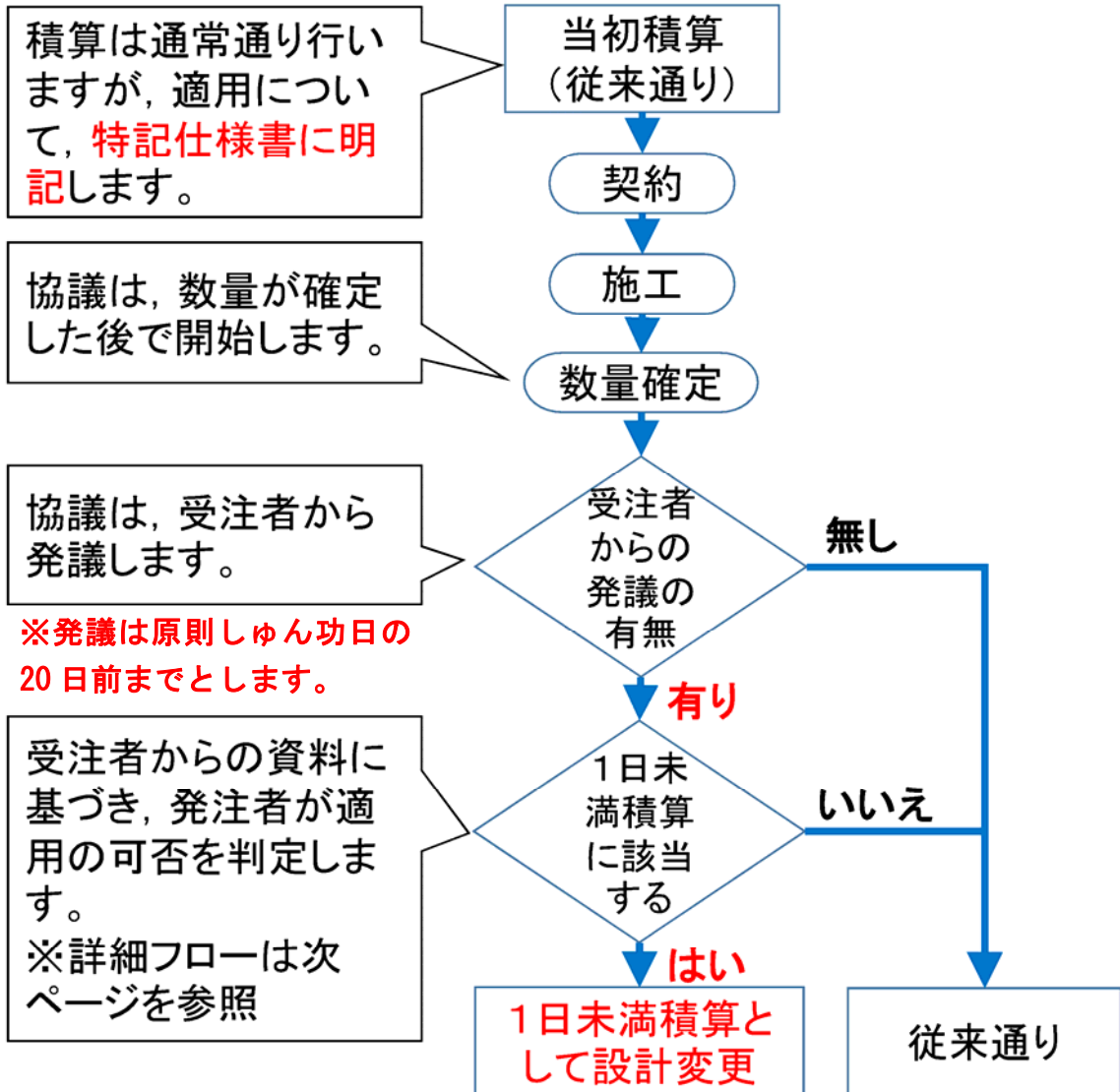
施工パッケージ (2)

種別	工種
付属施設	立入り防止柵 車止めポスト設置工 道路付属物設置工
道路維持修繕工	路面切削工 舗装版破砕工 舗装版切断工 舗装版クラック補修工 道路付属構造物塗装工 張紙防止塗装工 橋梁地覆補修工 橋梁補修工（現場溶接鋼桁補強工） 落橋防止装置工 道路除草工 路面清掃工（人力清掃工） 視線誘導標清掃工 側溝清掃工（人力清掃工） 集水樹清掃工（人力清掃工） トンネル漏水対策工 沓座拡幅工 桁連結工 路肩整正（人力による土はね） 防護柵復旧工

土木工事標準単価

種別	工種
区画線工	区画線工

適用フロー(1)【全体フロー】



適用フロー(2)【判定フロー】

